

引っ越しに伴う手続きはお早めに

3月は、進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなる季節です。住所を変更する場合、さまざまな手続きが必要になりますので、お近くの窓口で忘れずに手続きをしてください。

なお、月末になると窓口が大変込み合います。早めの手続きをお願いします。



住民異動届

問い合わせ 市民課市民年金室 ☎ 53 - 2111 (内線 2222)

記事 ID 0044706

学生や単身赴任している人でも、1年以上家族と違う場所で生活する場合は、実際に居住する住所地に住民登録する必要があります。住所を異動しても成人式などは地元で参加できますが、異動手続きをしないと、適切な住民サービスが受けられなかったり、異動手続きの指導を受けたりすることがあります。

住所や世帯主が変わったときは、市民課または各支所地域振興課市民生活室の窓口で手続きしてください。

異動の種類	必要な届け出	届出期間	届出に必要なもの
市外から引っ越ししてきたとき	転入届	住み始めてから14日以内(引っ越し後)	①届出人の本人確認書類(運転免許証など) ②転出証明書(転入時)
市内で引っ越しをしたとき	転居届		③国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険などの保険証や医療費助成受給者証など(転居時、転出時、世帯主変更時)
市外へ引っ越しをするとき	転出届	転出前	④マイナンバーカードまたは住基カード
世帯の代表者が変わるとき	世帯変更届	変わってから14日以内	

※通知カード(マイナンバーが記載された紙のカード)は住所や氏名変更により、失効します。マイナポイント付与第2弾も実施されていますので、マイナンバーカードの申請をお勧めします



国民年金

問い合わせ 市民課市民年金室 ☎ 53 - 2111 (内線 2222)

記事 ID 0051151

国民年金の手続きが必要な場合

- ・60歳前に会社を辞めたとき
- ・配偶者の扶養からはずれたとき(収入の増加や離婚、配偶者の退職など)
- ・海外に住所を異動する人が引き続き国民年金に加入を希望するとき
- ・海外から国内に住所を異動したとき
- ・60歳以上で任意加入を希望するとき

※手続きが遅れると年金の受給に影響する場合があります

※経済的な理由から保険料を納めることが困難な場合は、免除制度があります。また、学生は在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」がありますので、お問い合わせください。



水道・下水道

問い合わせ 上下水道課業務室 ☎ 66 - 6190

記事 ID 0048958

水道・下水道は、使用を始めたい日、または使用を中止したい日の5日前までに、次のことについて連絡をお願いします。

転入のとき

- ①使用場所②氏名③使用を始める日④日中に連絡がとれる電話番号⑤料金のお支払い方法(便利な口座振替をお勧めします)

転居・転出のとき

- ①お客さま番号②使用場所③氏名④使用を中止する日⑤連絡先(引っ越し先の住所)⑥日中に連絡がとれる電話番号

その他

- ・水道・下水道の閉栓時までに使用された分の料金の精算が必要となります。お支払い方法は、閉栓のご連絡をいただいた際に確認します。
- ・メーターが屋内にある場合には、閉開栓の時に立ち会いが必要となります。

～延長窓口のお知らせ～

【本庁市民課】

毎週火・木曜日 午後5時15分～7時

【各支所地域振興課】

第2・4木曜日 午後5時15分～7時

業務内容

住民票や証明書の発行、戸籍の届け出、国民年金の手続き、印鑑登録の手続き、パスポートの申請・交付、マイナンバーの各種手続き、自動車の臨時運行許可（本庁・山北支所のみ）
※上記以外の手続きはできません



国民健康保険

問い合わせ

保健医療課国保室 ☎ 53 - 2111 (内線 2411 ~ 2413)

記事ID

0054484

就職や退職などで健康保険の切り替えが必要な人は、忘れずに手続きをしてください。

脱退の手続きが必要な場合

- ・職場の健康保険に入ったとき
- ・職場の健康保険の扶養になったとき

【手続きに必要なもの】

印鑑、国民健康保険被保険者証、職場の健康保険証（未交付のときは加入したことを証明するもの）、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類
※脱退の手続きが遅れると、国民健康保険税を納め過ぎてしまう場合があります。また、他の健康保険に加入している人が、国保の保険証を使って診察を受けると、国保で負担した医療費を本人から返還していただく場合があります



加入の手続きが必要な場合

- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・職場の健康保険の扶養からはずれたとき

【手続きに必要なもの】

印鑑、職場の健康保険をやめた証明書（被扶養者を抹消された証明書）、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類
※加入の手続きが遅れると、国保税をさかのぼって納めていただく場合や、医療費を全額自己負担していただく場合があります

学生が転出する場合

村上市国民健康保険に加入している人が、修学のため転出をする場合、引き続き村上市国民健康保険に加入をすることになります。この制度のことを「マル学」といい、適用を受けるには届け出が必要になります。

また、すでに適用を受けている人も、更新の手続きが必要になりますので、忘れずに手続きしてください。

その他の手続きが必要な場合

- ・市内で住所が変わったとき
- ・世帯主や氏名が変わったとき
- ・保険証を無くしたときや破損したとき

【手続きに必要なもの】

印鑑、保険証、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類



軽自動車・バイクなど

問い合わせ

税務課収納対策室 ☎ 53 - 3361

記事ID

0048295

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。軽自動車やバイクなどを取得、廃棄および譲渡した場合は、お早めに手続きをお願いします。

また、引っ越しなどにより転出される場合も、手続きが必要になります。
※市役所で手続きの際は、印鑑を持参してください

※車種によって届け出先が異なりますので、右表で確認してください

車種	届け出先
<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車およびミニカー ・小型特殊自動車 ※村上市または旧町村ナンバーのついた車両 	税務課 各支所地域振興課
<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車（三輪・四輪） 	軽自動車検査協会 新潟県主管事務所 ☎050-3816-1850
<ul style="list-style-type: none"> ・125cc超の二輪車 ・普通自動車 	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 ☎050-5540-2040